

---

○副議長（永森直人）休憩前に引き続き会議を開きます。

立村好司議員。

〔10番立村好司議員登壇〕

○10番（立村好司）自民党議員会の立村です。よろしくお願いいたします。

さて、令和5年6月及び7月に本県を襲った豪雨災害から2年と2か月、そして能登半島地震の発災から1年と9か月が経過しました。

関係者の方々による懸命な作業が続いておりますが、復旧・復興は、いまだ道半ばであります。

一刻も早い復旧・復興に努めることが最優先ではありますが、並行して、確実に再び発生するであろう次の災害に対し、備えを怠らないことが重要であります。

そこで、まず初めに災害対策等について5点、まずは富山県庁BCPについてお伺いします。

内閣府が令和6年1月に実施した民間企業におけるBCPの策定状況調査によれば、大企業では策定中を含めると85%超、同じく中堅企業では55%超と、令和3年度に実施した前回調査時に比べ、いずれも上昇しており、民間企業ではBCPの策定が進んでおります。

一方で、富山県庁のBCPは、県のホームページを見る限り、平成27年以降改定されておらず、よって、例えば令和4年度に供用開始した防災危機管理センターの存在が、計画に反映されていない状況にあります。また、消防庁の通知では、業務継続計画は、職員の研修・訓練等を実施することにより、計画の実効性を確認し、必要

な見直しを継続的に行うこととされています。本県では、そのような研修等が行われているのでしょうか。

そこでお伺いします。富山県庁BCPに関し、能登半島地震の教訓を踏まえた上で必要な改定を早急に行い、改定後も、職員参集訓練等の実施により、その実効性を確認し継続的に必要な見直しを行っていく必要があると考えますが、その改定に向けたスケジュールについて中林危機管理局長にお伺いします。

次に、災害時の受援計画についてお伺いします。

能登半島地震では、現地の宿泊施設に加え、被災地につながる道路網が寸断されたことにより、県内外から駆けつけた応援職員や作業員の方々が、金沢、あるいは本県など離れた場所に宿泊せざるを得ない状況となり、復旧作業の支障になったところです。

現状では、応援する側に、衣食住の自己完結が求められているところではありますが、それが困難な場合もあるということが明らかになりました。

こうした教訓を踏まえ、国は、自治体向けの災害時受援計画作成の手引を今年の4月に改定しました。改定後の手引では、応援側での自主的な宿泊場所の確保が困難な場合が想定されることから、平時のうちから、応援職員等に紹介できるホテル、旅館や公共施設の空きスペース、車両を設置できる空き地など、宿泊場所として利用可能な施設等をリスト化しておき、県と市町村で共有すること、さらには女性専用の宿泊スペースや更衣室などの環境整備が望ましいとされたところでもあります。

最悪の事態を想定し様々なケースに対応できるよう、本県の受援計画の内容を充実していく必要があると考えます。そこでお伺いし

ます。今般の国の手引き改正の趣旨を踏まえ、富山県災害時受援計画の内容を見直すべきと考えますが、中林局長の所見をお伺いします。

さて、先日、政府の地震調査研究推進本部より、近畿から北陸の日本海側海域活断層の長期評価が公表されました。

今回の長期評価では、新たに富山トラフ横断断層を評価対象に加えるなどして算出した結果、近畿地方北方沖から北陸地方北方沖にかけての日本海中南部で、今後30年以内にマグニチュード7.0以上の地震が発生する確率は16%から18%とされたところです。

日本海の海底には、能登半島地震を起こした活断層以外にも複数の活断層があり、今回の調査は、それぞれの活断層の特性を踏まえて算出したとのことですが、結果としては、極めて高い数値と言えます。

県では、令和6年11月から令和8年7月までを調査期間とする地震被害想定調査及び津波シミュレーション調査を進めているところですが、6月定例会での局長の答弁によれば、調査の進捗状況を見ながら、年内をめどに中間報告を公表するとのことでした。

そこでお伺いします。今回の長期評価の結果を受けて、現在調査中の地震被害想定調査及び津波シミュレーション調査にどのように反映していくのか中林局長にお伺いいたします。

次に、渇水対策についてお伺いいたします。

今年の夏は、災害級とも言える高温に見舞われただけでなく、記録的な少雨となり、富山市山田地区や砺波市などの中山間地域だけでなく、水系によっては平地の水田や畑でも、水不足による深刻な被害が生じました。

県は、8月に初めて渇水対策会議を開催し、関係機関と情報共有を図るとともに、ポンプの設置や給水車の調達などに要する費用の支援、農業用水の適正な運用管理、生産者に対する節水の協力依頼などを行ったところですが、渇水リスクについては今後も発生することが想定されることから、対応策として、何をするか、誰がするか、どのタイミングで行うかといったことを見える化した、例えば国が推奨する渇水対応タイムラインの策定を進めてはどうでしょうか。まずは、今回の渇水で被害が生じた地域において、モデル的に実施することも考えられます。

そこでお伺いします。今後の渇水リスクに備えるために、対症療法的な対策だけでなく、渇水による影響や被害を軽減するための危機管理対策が必要と考えますが、竹内生活環境文化部長の所見をお伺いいたします。

さて、今般の渇水被害、その要因の一つが、地球温暖化による気候変動にあると言えます。

異常な暑さ、そして豪雨があったかと思えば干ばつ、強力な台風など、近年の気候変動は、大規模な自然災害をもたらしています。加えて、気候変動は人間の健康にも影響を与え始めており、今年も、猛暑による熱中症の症状を訴える方が相次ぎました。

県では、2050年のカーボンニュートラル実現に向け、富山県カーボンニュートラル戦略に基づく取組を進めているところです。

一方で、世界に目を転じれば、米国がパリ協定からの離脱を表明し、欧州では脱炭素政策の見直しの動きが見られます。また、我が国でも、さきの参議院議員選挙で議席を大幅に伸ばしたある政党は、パリ協定からの離脱、メガソーラー開発の中止など、脱・脱炭素政

策を掲げていますが、美しい地球環境を将来世代に残すために、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を、これまで以上に加速化していくべきと考えます。

そこでお伺いします。世界的に脱炭素政策の動向が不透明な情勢の中にあって、県として、今後、カーボンニュートラルの実現に向けた取組をどのように進めていくのか新田知事の所見をお伺いします。

次に、安全・安心な暮らしの確保について4点、まずは県発注工事の入札の状況についてお伺いします。

昨今の県発注の公共工事の状況ですが、能登半島地震の災害復旧工事の影響や資材価格等が高騰する中、予定価格と実勢価格とに乖離があるのか、工事を発注しても応札業者がいらないなど入札の不調・不落により、工事が予定どおり進んでいないという話をしばしば耳にします。

例えば、富山市の農林水産部所管の事例ではありますが、先日、地元の方々に同行して、一昨年7月の豪雨災害に伴う災害復旧工事の進捗状況をお伺いしたところ、発注しても応札する業者がなく、市としても苦慮しているとのことでした。

また、石川県では、奥能登の災害復旧工事で不調・不落が相次いでいることから、来月から、奥能登の4市町の災害復旧工事を対象に現行の入札要件を緩和し、地元だけでなく県内、県外の業者にも参加枠を広げます。これにより、富山県の業者、そして元請業者と行動を共にする県内の専門業者などが石川県に流れ、本県での公共工事の進捗に影響が及ぶのではないかと懸念しているところです。

そこでお伺いいたします。県発注の公共工事の入札における不調

または不落を防止するためにどのような対策を講じているのか、近年の不調・不落の件数の動向と併せて金谷土木部長にお伺いいたします。

次に、建設業者への支援についてお伺いいたします。

入札の不調・不落の要因はいろいろあると思いますが、建設業者が足りないことも要因の一つではないかと考えます。

現在、県では、人材確保・活躍推進本部において、社会基盤を支えるエッセンシャルワーク業者の一つに建設を掲げ、人材確保、働き方改革、人材育成、省力化・省人化などの視点に重点を置き、効果的な対応を検討中であることは承知していますが、建設業を取り巻く環境、現状は厳しさを増しています。

本年上半期の県内企業の倒産は40社、うち9社が建設業です。今後1年以内に倒産する確率が高い企業を10段階で評価する民間の倒産リスク分析調査によれば、県内の高リスク業者は、製造業に次いで建設業の数が多いとのこと。支援を急ぐ必要があると考えます。

そこでお伺いします。建設業界では、人手不足や資材価格の高騰が経営を圧迫し、特に小規模事業者は大変厳しい状況にある中で、災害対応や除雪業務を担うなど、エッセンシャルワーカーとも言える建設業者への支援を強化すべきと考えますが、今後どのように取り組んでいくのか新田知事にお伺いいたします。

次に、建築確認申請の手續についてお伺いします。

今年の4月に、改正後の建築基準法及び関係法令が施行され、申請者にとっては提出書類が、審査側にとっては審査項目が増えたことなどにより、確認済証の交付までの期間が長期化しているとのこ

とです。ある事業者の方が建築住宅センターに問い合わせたところ、確認済証の交付まで約2か月かかると言われたとのことでした。

手続の長期化は、当事者にとって不利益となるばかりでなく、県内経済に悪影響を及ぼす懸念があることから、審査体制を強化するなど何らかの対策を講じる必要があると考えますが、金谷土木部長の所見をお伺いします。

次に、道路の白線引きについてお伺いします。

道路の白線引きに関しては、これまでも県議会で多くの質問がなされてきたところです。これは、地域の方々からの切実な要望が多いことの表れであり、県はしっかりと受け止めていただきたいと思います。

白線引きは、基本的に県単での対応となることから、全ての要望に応えることが困難なことは理解できますが、限りある予算で1か所でも多く対応できるようにするために知恵を絞らねばなりません。

青森県では、今年、交差点付近における外側線等の道路区画線と横断歩道等の道路標示の白線引きについて、一括して発注する方策を県内10か所で試行したとのことでした。

本県では、交差点等での白線引きの現場では、土木側の職員と警察署員が連携協議し、よりよい方策を検討、決定された上で、それぞれ発注しているものと承知していますが、別々に発注するより一緒に行うことで、作業の効率化やスピードアップはもちろん、事業費が縮減され行政経済にも資するものであります。

そこでお伺いします。交差点付近における道路区画線と道路標示の白線引きの一括発注を、まずはモデル的にでも進めてはどうかと考えますが、金谷部長の所見をお伺いします。

次に、今後の県立学校の姿について5点、まずは、学区制の廃止についてお伺いします。

平成14年の地教行法の改正により、学区の設定が都道府県教育委員会の裁量に委ねられて以来、28都府県が学区制を廃止しています。他県では、特定の学校、人気校に志願者が集中するといった課題が生じているところもあると聞いております。

本県では、令和6年度の入学生から全日制課程普通科の通学区域の制限を廃止したところですが、その結果、生徒の進学先に、これまでとは違う傾向が現れているのでしょうか。

顕著に変化が現れている、例えば、砺波、小矢部、南砺方面から富山学区への進学者が増えた。あるいは、その逆に富山学区から砺波学区への進学者が増えたのか。

私は、通学時間が長くなることを避けたいなどの思いが働き、そういった顕著な変化はないのではないかと考えていますが、仮にそうなら、現在の学区ごとの学校の数の割合が、再編後の配置の姿を検討する際の判断材料の一つになるものと考えます。

いずれにせよ、学区制を廃止したことによる影響については、調査が必要と考えます。そこでお伺いします。全日制課程普通科の通学区域の制限を廃止した結果を、どのように評価分析しているのか広島教育長にお伺いします。

次に、再編後の高校における選択科目制についてお伺いします。

「新時代とやまハイスクール構想」実施方針（素案）によれば、入学後の学習を通して、興味・関心を持った科目を選択できる選択科目制を導入するのは、大規模校のみとなっています。

県教委が、大規模校を設置する理由の一つとして言われるのは、



昨年末に教員等及び高校２年生を対象に実施したアンケートにおいて、将来必要だと思ふ県立高校については、学習内容を選択できる仕組みがある学校という回答が最多であったからとのことであります。

大規模校の新設設置を未来への投資であると言われますが、大規模校に通う生徒だけでなく、より多くの生徒が、その投資の利益を享受できるようにすべきではないでしょうか。そこでお伺いします。大規模校だけでなく、中規模校の何校かにおいても選択科目制を設けたらどうかと考えますが、教育長にお伺いいたします。

さて、先月、我が会派から、新時代とやまハイスクール構想に対する提言を新田知事宛てに提出したところです。その中でも触れていますが、大規模校については、新設ではなく、既存の学校の増築などで対応することが望ましい、というのが会派としての見解であります。新設とする必然性があるのでしょうか。

先ほどの瀬川議員への答弁では、長期的に使うこと、そして未来への投資だという答弁がありました。県教委によれば、他県では１学年１１クラス規模の工業高校を約１２５億円かけて整備した例があるとのこと。仮に１２５億円を支出できるのであれば、最終的に残る学校、我々の主張では２５校、その２５校に５億円ずつ配分し、生徒や教員のニーズに合った環境整備に充てる、それこそ未来への投資と言えるのではないのでしょうか。

そこでお伺いします。大規模校の設置に当たり、単なる増設での対応が難しいのであれば、例えば、近接する校舎の一体的な活用、あるいはサテライト方式を採用するなど、既存校舎の有効活用で対応すべきと考えますが、新田知事の所見をお伺いいたします。

次に、特別支援学校の将来展望についてお伺いします。

文科省の資料によれば、全国的には、特別な教育的支援を要する子供たちは増加傾向にあり、特別支援学校の児童生徒数も増加しています。こどもまんなか社会の実現に向けて、県内の特別支援学校の在り方についても検討していく必要があると考えます。

特別支援学校に通う児童生徒が持てる力を十分に発揮できる施設や設備の整備を進めていくためには、将来的には再編も選択肢の一つになるでしょう。

また、インクルーシブ教育の推進に向けた文科省のモデル事業として、物理的に距離が近い特別支援学校と小中高校を一体的に運営することで、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、可能な範囲で生活空間を共にし、一緒に教育を受ける状況をつくるという事業が実施されていますが、この場合、それぞれの校舎はというと、一体型や併設型、隣接型が想定されているところです。

神奈川県海老名市では、同じ場所で、共に学ぶフルインクルーシブ教育の実現に向けた取組が進められていますが、将来的にこれが実現すれば校舎は1つ不要となります。

本県でも、インクルーシブ教育の推進に向けて取り組むことと並行して、それに応じた施設の整備を検討していく必要があると考えます。そこでお伺いします。県内の特別支援学校の児童生徒数の今後の動向をどう分析、予想しているのか、今後必要となる施設の整備、修繕等の計画と併せて広島教育長にお伺いします。

最後に、しらとり支援学校の施設整備についてお伺いします。

先ほど瀬川議員からも紹介がありましたが、先日、永森座長をはじめ会派の教育PTの有志にて、しらとり支援学校を視察させてい

いただきました。

県教委が令和４年３月に策定した富山県特別支援教育将来構想によれば、目指す姿の一つとして、子供たちが持てる力を十分に発揮できる施設設備等が整備されていると掲げられていますが、しらとり支援学校の現状は、その目指す姿とはかけ離れています。

児童生徒の増加に対応するために、実習室、あるいは多目的ホールの一部を間仕切りして教室に転用するなど、児童生徒が持てる力を発揮するために必要なスペースが削られています。

また、職員室は、背中合わせで座ると間をなかなか通れないような状況、一見して明らかにキャパオーバーであり、教職員の方々のストレスはいかばかりかと推察いたします。

今後も児童生徒数の増加が見込まれる中、到底、看過できる状況にはありません。そこでお伺いします。しらとり支援学校については、教室や職員室の環境が児童生徒や教員の数に見合ったものとは言えない状況にあることから、早期に、建物を増築するなど対策を講じるべきと考えますが、教育長の所見をお伺いし私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○副議長（永森直人）新田知事。

〔新田八朗知事登壇〕

○知事（新田八朗）立村好司議員の御質問にお答えします。

まず、カーボンニュートラルの実現に向けた取組についての御質問にお答えします。

御指摘のとおり、米国のパリ協定からの離脱表明、また欧州でも脱炭素政策の見直しの動きが見られる一方で、我が国としては、温

室効果ガスを2013年度比で2035年に60%、2040年度に73%削減する目標を掲げており、本県としても、カーボンニュートラルの実現に向け積極的に取り組んでいく必要は変わっていないと認識しています。

こうした中、本県では、私、知事を本部長とするカーボンニュートラル推進本部を設置し、各部局長らが出席する本部会議を開催して部局横断的に施策を展開しております。

本県における温室効果ガスの排出量は、全体としては順調に推移しているものの、家庭部門については、想定値に達していない状況にあることから、住宅への太陽光発電設備の導入補助や省エネ基金の買換え促進のキャンペーンなどに加えて、今年度、新たに富山型高性能住宅推進事業費補助金を創設いたしました。

さらに、10月に高岡テクノドームで開催する予定のとやま環境フェアにおいて、イオンモール高岡にサテライト会場を設け、家族で楽しめるエコ体験を通じて、家庭部門における温室効果ガス削減に向けて普及啓発を図ってまいります。

さらに、電気自動車の普及拡大に向け、民間活力を導入して、県の国際健康プラザなど新たに3か所程度の県有施設において、電気自動車の充電設備を設置する予定であります。また、国の脱炭素先行地域に選定された高岡市の取組を県としてもサポートし、県内市町村に対して横展開を図っていきます。

今後も、県内市町村や民間企業などと連携し、カーボンニュートラル実現に向けた取組を加速させていきます。

次に、建設事業者さんへの支援についての御質問にお答えします。

建設業は、公共インフラの整備や維持管理の担い手であり、また、

災害復旧や除雪などの地域の守り手の役割を果たしており、社会基盤を支える重要なエッセンシャルワーカーであると捉えております。その建設業を取り巻く環境は、人口減少や高齢化の進行による人手不足、資材価格の高騰などから、厳しさを増しているという認識は私どもも一緒です。

県では、これまでも、担い手を確保するため、建設企業が行う採用活動や、女性の入職、定着の促進、昨年度からバックオフィス業務のD X化などの取組への支援、また、今年度からはI T人材の育成の支援を行っています。

さらに、今月27日には富山駅で、建設業団体などと連携し、将来の建設業務を担う中高生などの若者に建設業界で働くことの魅力を知ってもらうイベント、ケンセツジョブフェス2025を開催します。これは継続して開催しているものですが、毎回、何らかの新しい試みもしているところです。

また、働きやすく若者に選ばれる魅力ある職場づくりにつなげていくために、I C Tの積極的な活用や、原則、県発注工事は全て週休2日を前提とする工期設定などにも取り組んでいます。

本県のインフラは、今後、急速に老朽化が進むことから、その長寿命化に加え、激甚化、頻発化する自然災害に備えた強靱な県土づくりが求められており、今年設置した富山県人材確保・活躍推進本部においても、建設業の人材確保育成について幅広く議論を行っています。

引き続き、県土強靱化の予算の確保に努めるとともに、新しい3 K——新3 Kと呼んでいますが、給与がよく、休暇が取れ、そして希望がかなう——新3 Kの実現を通じて、県民の安全・安心の暮ら

しを支える建設業が、持続可能となるように支援に取り組んでまいります。

私からは最後になりますが、県立高校の大規模校の施設についての御質問にお答えします。

「新時代とやまハイスクール構想」実施方針（素案）において、1 学年480人規模の大規模校として設置する総合選択ハイスクールは、普通科系学科のスタンダードという類型をベースに、スポーツと芸術を重点的に学べる教育内容を取り入れ、職業系専門科目の一部も含めて、生徒の可能性を広げる多様な選択科目を開設することになっています。

議員御提案の複数の校舎をキャンパスとして機能分散する形で学校運営するサテライト方式は、一般的に既存施設を有効活用できる面があります。ただ一方で、キャンパス間の生徒同士の交流が限定的にならざるを得ず、高校としての一体的な教育活動や学校運営の効率面などで課題があるのではないかとされています。

今回、実施方針（素案）で提示している総合選択ハイスクールの大きな魅力の一つは、多くの生徒と教員による多彩な事業展開で活力ある学校づくりを目指すことです。このため、特別教室、体育館やグラウンドなどのほか、生徒がそれぞれ選択した授業を受けるために、授業の間に一斉に移動ができるための広い廊下の設置など、施設面でも、その魅力をより発揮できる環境とする必要があり、私としては、1つの敷地内で一体的に施設を新築したほうが、教育の観点からより効果が高いものとなるため、新築がふさわしいのではないかと考えております。

今後、大規模校の設置場所や整備方法など具体的な検討を進めて

いく中で、多彩な授業展開で活力ある学校づくりを実現するためには、どのような教育環境を整備するのがよいか、議員が言及されました既存施設の活用も含めて、丁寧に議論してまいりたいと考えます。

私からは以上です。

○副議長（永森直人）中林危機管理局長。

〔中林 昇危機管理局長登壇〕

○危機管理局長（中林 昇）私からは、3つの御質問にお答えします。

まず、富山県庁BCPの改定についてです。

富山県庁業務継続計画——いわゆる富山県庁BCPは、県の災害発生時の災害応急対策業務や、通常業務のうちでも優先度の高い業務等について、その業務継続に必要な職員や庁舎、設備の確保や対策をあらかじめ定めておくものです。

平成27年に改定して以来、その後改定しておらず、令和6年能登半島地震の発災直後には、できるだけ早期に県庁BCPの改定に取り組むことにしておりました。ただ、その後、県では、地震被害想定の見直し及び津波シミュレーション調査を昨年の11月から来年の7月までを調査期間として進めています。

現在の県庁BCPは、平成23年度に実施した呉羽山断層帯による直下型地震及びそれに伴う津波による被害想定が前提となっています。このため、今進めている調査結果を前提に被害の規模や影響範囲を反映し、災害発生時の業務継続性を確保できるように見直したいと考えており、県庁BCPの改定は、来年の地震被害想定の見直し等の調査終了後に行うことにしております。

なお、県庁BCPの改定は、行っていないものの、県職員の災害

対応力の向上には既に取り組んでおり、防災危機管理センターの機能を生かした職員参集訓練や本部運営訓練などの各種訓練を実施しています。さらに、今年の５月には、初めて内閣府と一緒に防災スペシャリスト養成地域研修を本県で開催し、危機管理局以外の他部署の職員や北陸３県、県内市町村職員も参加し、実践的な図上演習を実施しています。

こうした訓練等の成果もあり、８月の大雨の対応では、迅速な情報共有、初動体制を図ることができたところでございます。今後とも、災害発生時にも迅速かつ適切に対応できるよう、訓練の成果や実際の災害対応経験の知見を蓄積し、各種マニュアル等も見直ししながら、富山県庁ＢＣＰにも反映してまいります。

次に、災害時受援計画の見直しについてお答えします。

大規模災害時には、被災自治体において膨大な災害対応業務が発生し、これに速やかに対応することが求められることから、国や他県などからの人的、物的な支援を円滑に受け入れるよう、あらかじめ体制を整備しておくことが重要です。

県では、地域防災計画の具体化と、富山県庁ＢＣＰにある非常時優先業務に必要な人的、物的支援についての不足を補う、富山県災害時受援計画を平成３１年３月に策定し、災害等に備えてきました。

一方、国において、今年４月に能登半島地震の教訓を踏まえ、災害時受援計画作成の手引が改定され、議員御指摘のとおり、平時から県有施設等の宿泊可能な場所や市町村の宿泊施設リストを把握し、災害時には、これらの情報を応援自治体に提供することや、市町村との情報連携が示されております。

本県の受援計画の改定に当たって、こうした国の改定の動きもあ



り、現在作業中の新しい地震被害想定の下、能登半島地震の災害対応経験はもとより、他県への応援の視点を生かすことが効果的と考えております。

県では、災害時の本部運営に助言を行う災害マネジメント総括支援員の育成とともに、他県主催の訓練には積極的にプレーヤーとして参加し、必要な情報など支援の在り方を研究しています。また、静岡県とともに、今後、南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランを具体化していく中で得られる知見も、本県の受援計画に生かしていきたいと考えております。

県としては、引き続き、職員の災害対応力の向上を図るとともに、他県とも情報交換しながら、応援を受けるための実効性のある体制づくりに向け、知見を深めていきたいと考えております。

最後に地震調査委員会の長期評価結果の反映についてお答えします。

6月に国の地震調査研究推進本部が公表した長期評価では、議員からも御紹介ありましたが、新たに富山トラフ横断断層が活断層として認定されたこと、日本海中部区域全体の今後30年以内にマグニチュード7.0以上の地震発生確率が16から18%であり、うち富山県沖合を含む東部区域で見ても12%から14%と高いこと、個々の海域活断層の地震発生確率は1%ですが、やや高い分類に入り、本県が震度5強以上の可能性がある海域活断層が6つもあることから、今回の長期評価が本県に及ぼす影響は大きい可能性があるとの認識しております。

現在作業を進める地震被害想定及び津波シミュレーション調査では、今後起こり得る地震や津波が想定外とならないよう、海域活断

層や海域と陸域にまたがる断層に加え、複数の断層が同時に活動する連動型地震なども含め、最大のリスクを想定しています。

毎月、専門家で構成する防災会議のワーキンググループにおいて議論を重ね、個々の断層について、その長さや幅、深さ、傾斜角といった断層モデルの設定を進めてきていましたが、今回、この長期評価が公表されたことから、その最新の知見について、本調査への反映の検討を新たに始めているところです。

断層モデルを設定の上、地震の振動の計算や、より正確なシミュレーションに必要な海面の高さの潮位や海岸の構造物等のデータをそろえ、津波モデルの検討をしていくことにしています。

県としては、長期評価を踏まえた調査の実施により、県民の地震、津波への備えの啓発をはじめ、きめ細やかな対策の強化に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（永森直人）竹内生活環境文化部長。

〔竹内延和生活環境文化部長登壇〕

○生活環境文化部長（竹内延和）私から、渇水対策に係る御質問にお答えをいたします。

今年の渇水状況につきましては、6月下旬以降の少雨傾向、雨が少ない傾向によりまして、県の管理ダム及び主要な農業用ため池29か所——利賀川ダムはかんがい関係の利水がないのでこれを除きますが、この29か所のうち15か所で貯水率が50%未満となるなど、主に農業用水確保への影響が懸念されたところでございます。

そのため、7月以降、事前の対策といたしまして、農業用水の取水状況等の情報共有と適正な運用管理の依頼、給水車やポンプ車等を活用する支援事業の周知を行ったところでございます。また、渇

水連絡協議会等における協議を踏まえまして、農業用水に係る節水依頼や取水制限のほか、ダムの放流量を調節するなどの対策を実施し対応したところでございます。

御質問にありましたが、気候変動適応法に基づく国の気候変動適応計画では、関係者が連携して渇水による影響、被害の想定や被害を軽減するための対策等を定める渇水対応タイムラインの作成を促進することとしております。

国土交通省が、同タイムライン作成のためのガイドラインを策定しておられます。このガイドラインでは、タイムラインは水系、地域の実情に応じて作成することとされておきまして、国管理の河川においては、渇水による影響が大きい水系から策定が進められているというふうに伺っております。

現在のところ、県内の河川では、国管理河川及びそれ以外の水系も含めて、まだ策定されたところはありませんが、同ガイドラインでは、タイムラインの作成に当たっては、事前に渇水関係機関が必要性的について共有することが前提とされていることから、まずは、各水系ごとに設置されております渇水連絡協議会等におきまして、タイムラインの必要性を検討いただく必要があるというふうに考えております。

今後、関係機関と連携しまして、国のタイムライン作成を促進する方針及びガイドラインの周知に努めてまいります。

○副議長（永森直人）金谷土木部長。

〔金谷英明土木部長登壇〕

○土木部長（金谷英明）私からは3つの御質問にお答えをいたします。

まず、公共工事の不調・不落に関する御質問にお答えをいたしま

す。

県発注公共工事における過去３年間の不調・不落の発生率は、令和５年度は６.５％、６年度は６.８％、そして、今年度は８月末時点で７.４％と増加傾向にあります。その要因は、災害復旧工事の本格化による建設業者の手持ち工事の増加や、現場代理人などの技術者不足によるものが中心というふうに認識をしております。

御指摘いただきましたが、昨今の資材価格高騰に対し、資材単価を毎月見直ししておりますほか、発注後の急激な変動に対しスライド条項を適用しており、昨年度は５０件、そして今年度は７月末時点で３３件の変更契約を行うなど、適切な工事価格となるよう努めているところであります。

また、災害復旧工事では、現場代理人が兼務できる件数を２件から３件に緩和しており、技術者不足への対応と受注機会の拡大を図っております。さらに、今年２月から当分の間、公共工事全体の迅速かつ円滑な事業執行を図るため、電子入札の案件を対象に、指名競争入札における１者入札を特例的に有効としているところであります。

県発注公共工事における今年度８月末の発注率は６９.８％と、昨年度の同時期と比べまして８.１ポイント増加しておりますが、不調・不落率は増加傾向にあります。不調・不落となった工事については、改めて工事内容や工期を見直すなどの対応を行いまして、発注に努めているところであります。

人口減少下において担い手不足が厳しい中でありますが、今後とも、建設業界など関係団体や市町村とも連携を密にいたしまして、地域ごとの受注環境を把握し、工事の規模や施工時期、さらには工

事の優先度を考慮の上、先送りも含め工期を適切に設定するなど、きめ細やかな発注管理に努めてまいります。

次に、建築確認の御質問にお答えをいたします。

本年４月に施行されました、改正建築基準法・建築物省エネ法では、木造２階建ての住宅等に係る審査項目が大幅に追加され、省エネルギーや構造などの審査に要する時間が増加した一方で、法定の審査期間も、これまでの７日間から３５日間に見直されたところがあります。

この法改正にあらかじめ備えるため、県や国では、昨年度、県内各地で説明会などを計７回開催しております。また、審査体制の充実を図るため、県内の大半の住宅を審査する建築住宅センターでは、審査員などが増員されております。県でも、土木センター建築課に３名増員したほか、建築関係団体と連携し技術相談を行うサポートセンターを開設したところであります。

特に、今年６月以降、審査項目が追加されました木造２階建て住宅の審査件数が増加しておりまして、審査に時間がかかる状況が発生しております。

一方、申請者も、新たに必要となる図面作成に不慣れなこともありまして、修正や追加を要する申請が多くなっている状況にあります。これら修正に要する期間は、法定審査期間３５日には含まれておりませんで、結果として、確認済証の交付までの期間が長期化する状況となっているところであります。

このため県では、申請者に向けた講習会におきまして、審査でよく指摘する事項や注意点などの具体例を示して説明をしております。また、審査する側の会議では、情報共有はもとより、審査上の運用

の統一を図っているところであります。今後も、建築関係団体や各審査機関と連携し、建築確認がより円滑に進むよう取り組んでまいります。

私から3点目、白線の引き直しに関する御質問にお答えをいたします。

道路の区画線は、剥離や摩耗の進行が一律ではなくて、定期的な道路パトロールや地元住民からの情報提供を基に、高い安全性が求められる箇所や損傷の激しい箇所を優先して引き直しを行っております。また、近年のレーンアシストなどの運転支援技術の普及に伴い、高いレベルの維持管理が求められている状況であります。

今回の9月補正予算案では、区画線引き直しの予算を重点的に確保し、通学路など緊急性の高い箇所の引き直しを行うこととしております。

御質問いただきました、道路管理者が行う外側線などの区画線と、交通管理者が行います横断歩道や停止線などの引き直しを、仮に一括して発注した場合、工事期間中の夜間規制の回数が減少するなど、作業の効率化やコストの削減、工期短縮などの効果が期待できるものでございます。

一方で、その際の課題といたしまして、通学路の横断歩道など春の新学期前に交通管理者が引き直しを行うものと、外側線やその他の区画線など道路管理者が行うものでは、優先度や引き直しの時期が異なる現状にあります。また、種類ごとに摩耗の進行速度に差がありまして、引き直しの頻度も異なるのが現状であります。

これらを、その都度調整し、効率的かつ効果的に発注するためには、やはり、どうしても時間を要するものというふうに考えており

ます。このため、御紹介いただきました、青森県をはじめ試行している自治体の事例を今後調査いたしまして、交通管理者と連携することで、より効率的に実施できるか検討してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○副議長（永森直人） 廣島教育長。

〔廣島伸一教育長登壇〕

○教育長（廣島伸一） いただきました4問のうち、まず普通科通学区の制限廃止に関してお答えをいたします。

全日制県立高校の音楽、体育などのコースを除く普通科は、従前、隣接学区までを通学区域としてまいりましたが、令和6年度からはその制限を廃止し、全学科で全県一区といたしました。居住する市町村にかかわらず、生徒の学ぶ意欲や能力、適性などに基づき、より主体的に県内全ての県立高校から学校を選択できることとなったところです。

隣接学区を越えた普通科に合格した生徒は、令和6年度は7名、令和7年度は4名となっており、生徒数としては少ないのですが、県内生徒の高校選択の幅は広がったものと考えております。

次に、選択科目制についてお答えをいたします。

昨年度実施しましたアンケートでは、高校生と教員のいずれも、将来の高校生のために学習内容を選択できる仕組みがある学校を望む回答が最も多かったところです。このため、今後は、大規模校に限らず、この学習内容を選択できる仕組みを取り入れることを検討する必要があると考えております。

「新時代とやまハイスクール構想」実施方針（素案）では、今後

必要と考えられる教育内容と学校規模を組み合わせた7つの学校類型を示しており、このうち、効果的に学習内容を選択できる仕組みを取り入れることができる中規模校としては、例えば、未来探求ハイスクールが考えられるところです。

専門的な学びの追求と多様な価値観との出会いを目指し、普通系学科のスタンダードをベースに、スポーツ、芸術、情報などを重点的に学ぶ教育や、職業系専門学科なども組み合わせることを想定しているものです。

7つの類型で示した特色ある新時代とやまハイスクールの設置に加えまして、こうした学習内容を選択できる学校を目指すこと、これを各校の魅力向上の一つのテーマとして検討してまいります。

次に、特別支援学校の児童生徒数と施設整備についてお答えをいたします。

県内の特別支援学校全体の児童生徒数を障害種別に見ますと、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の在籍児童生徒数は、5年前、令和2年度との比較では、4障害合わせて78名の減少となっております。少子化の影響による県内の児童生徒数の減少率以上の減少となっているところです。一方、知的障害の在籍児童生徒数は91名増加しておりまして、こうした状況は、全国的にもほぼ同じ傾向にあると認識しております。

今後の動向の予想でございますが、これにつきましては、今後の就学にかかる小学校か特別支援学校かの就学先について、現時点で保護者の意向が不明なことなど、推測が難しいところがございます。こうした前提になりますが、まず、知的障害以外の在籍児童生徒数は、引き続き減少傾向が続くのではないかと推測されます。



一方、知的障害については、近年、当該年度の出生総数に占める特別支援学校への知的障害児の入学割合が高くなっております。これは、特別支援学校の個に応じたきめ細かな教育について、保護者の期待や理解が進んできたことも影響しているのではないかと考えられるところですが、この状況が今後も続くと仮定いたしますと、推計可能な令和12年度までは、県全体で児童生徒数が減る中においても、知的障害に係る高等部の卒業者数と小学部の入学者数の比較では同程度、もしくは増加となる可能性が高いのではないかと推測されるところでございます。

こうした障害種別にそれぞれの状況がある中、他県では、特別支援学校の再編統合や特別支援学校高等部の分教室を県立高校内に設置するなど、教育環境の整備とインクルーシブ教育の推進に係る取組が出てきております。

県教育委員会としましては、今後、こうした他県の取組を参考に、本県の特別支援学校の在り方や生徒数の増減に伴う教育環境の整備、学校施設長寿命化計画に基づいた老朽化対策などの対応を検討していく必要があると考えております。

最後に、しらとり支援学校の施設整備についてお答えいたします。

現在、しらとり支援学校には、小中高等部合わせて296人の児童生徒が在籍しており、直近で校舎を増築した平成24年度の274人から22人増加しております。また、個別最適な学びを充実させるため、教員数を平成24年度の171人から193人と22人増やして対応しているところです。

こうした児童生徒数や教員数の増加に対し、学校においては、既存の教室をパーティションで分けて使用することで授業スペースを

確保する、また、職員室周りの会議スペースを教職員の執務席に転用するなどして対応してきており、手狭な状況となっております。

今後、知的障害の在籍児童生徒数は同程度もしくは増加となる可能性が高いと推測されるところです。このため、学校施設の使用状況の改善や必要な教育活動の内容を踏まえた対応策について、現在、学校と協議を重ねているところでございます。教育環境の質の向上に向けて、現建物の増築の必要性を含め検討を進めたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（永森直人）立村好司議員。

〔10番立村好司議員登壇〕

○10番（立村好司）高校再編に関することは、後の委員会でまた、お聞かせいただくとして、再質問として道路の白線引きのことに關して金谷土木部長に再質問させていただきます。

先ほどの御答弁では、いろいろなメリットは認められるものの、土木側と警察側でやる時期がずれることがあるから、なかなか難しいという御答弁がありました。

青森県の例を申し上げましたが、令和7年2月28日に青森県知事が記者会見をされておられます。その一文を読み上げます。

これまでは同じ場所であっても発注時期や施工時期が違うと、センターラインは修繕されていても横断歩道は摩耗している、あるいは横断歩道は修繕されていてもセンターラインは摩耗しているという状況が散見されました。この通学路スクラムラインを実施することにより、通学路の一部については、こういった状況が改善されるものと期待していますといった類いの会見を述べられております。

何を言いたいかと申し上げますと、先ほども申し上げましたが、一気にやってくださいということは申し上げません。例えば、この青森県でもやっておられるように、子供たちの安全・安心というのは、やはり一番大事だと思いますので、この通学路をまずはメインターゲットにしてモデル的に取り組んでみるということを、もう少し前向きに検討していただきたいと思いますが、もう一度、金谷土木部長の所見をお伺いしたいと思います。

○副議長（永森直人）金谷土木部長。

〔金谷英明土木部長登壇〕

○土木部長（金谷英明）白線引きに関する再質問にお答えをしたいと思います。

通学路にターゲットを絞ってということで再質問いただいたと思っております。青森県の事例もお聞かせいただきました。

私が申し上げた点は2点ございまして、1点は、確かに引く時期が違うということ、それから、摩耗する時期が違うということも申し上げさせていただきました。摩耗する時期が違うということ、時間が違うということは、どこを引くのが、その年によって変わってくるということでございます。

それを含めて調整をした上で、引く場所を効率的、効果的に発注していく必要があると考えております。それが結果として通学路に当たるかどうかということも、検証しながら考えていく必要があると思っております。

実際にやろうとする場所が双方で合致するかどうか、それも含めて、実際に青森県はそこの辺りの調整をどのようにやっているかということもお聞かせいただいた上で、検討を進めたいと思っております。

ます。

以上であります。

○副議長（永森直人）以上で立村好司議員の質問は終了いたしました。